

平成22年10月13日

株式会社武富士の会社更生手続開始申立を受けての緊急会長声明

東京司法書士会

会長 小 村 勝

平成22年9月28日、東京都新宿区に本店を置く、東証一部上場の消費者金融業者「株式会社武富士」が、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行ない受理され、直ちに保全処分命令、強制執行にかかる包括的禁止処分、保全管理命令及び調査命令が発令された。

申立時の負債総額は約4336億円とのことであるが、従来の消費者金融のイメージをテレビCMで一新し業界トップとなった同社は、全国に多数の店舗及びATMを有し、また平成22年3月時点での貸付残高は5897億円、貸付件数は107万人とされており、今般の同社の事実上の倒産により、全国各地に存在する同社と取引継続中の一般消費者に極めて甚大な影響が及ぶものと言える。

平成18年12月20日に公布された改正貸金業法の完全施行に伴って、上場企業の業界最大手が経営破綻したのは初めてであり、一般消費者からの過払金返還請求並びに利息制限法引き直し計算による残債務額の確定を原則とする債務整理の現状を鑑みれば、今後、業界大手から中小の消費者金融業者が同社と同様に経営破綻に陥る可能性が十二分に考えられる。

多重債務者の生活再建に長く取り組んできた東京司法書士会としては、今般の同社の事実上の倒産の事実を重く捉え、現在同社と取引を継続している一般消費者がさらなる多重債務被害に陥ることがないように、東京司法書士会を挙げて取り組むこと、及び今後も起こり得る消費者金融業者の破綻に対しても迅速かつ適切な対応を取ることを宣言すると共に、今回の対応として緊急の電話相談を開催し、また常設相談窓口においても適切な対応を取ることを表明し、また次のとおり、同社の更生手続並びに情報開示が適切に行なわれることを強く求めるものである。

－ 記 －

1. 株式会社武富士は、金銭消費貸借取引を現に行なっている顧客に対し、自発的に利息制限法で引き直した残額を適切な方法で開示し、更生手続に参加する機会を確保すること。
2. 株式会社武富士は、更生手続開始決定前10年以内取引を終了した金銭消費貸借取引の顧客に対しても、過払金額を適切な方法で開示し、更生手続に参加する機会を確保すること。
3. 株式会社武富士は、少額の更生債権につき、一般消費者の過払債権が早期に支払われるよう、更生計画によらないで弁済許可の申立をする等の適切な措置を講ずること。